

インフォーマルな金融システムの発展と政府の役割  
— 「合会」(無尽)の発展における公的対応に関する日中比較研究—

陳 玉 雄

麗澤大学 大学院 ポスト・ドクター  
麗澤大学 経済社会総合研究センター 特別研究員

平成 16 年 3 月 25 日

RIPESS 経済社会総合研究センター  
麗澤大学

〒277-8686 千葉県柏市光ヶ丘2-1-1  
TEL:04-7173-3761/FAX:04-7173-3767

*Reitaku Institute of Political Economics and Social Studies*

インフォーマルな金融システムの発展と政府の役割  
——「合会」(無尽)の発展における公的対応に関する日中比較研究——

目 次

- はじめに 1
1. 「合会」の復活とその問題 2
- (1) 「合会」の復活 2
- (2) 「合会」問題の発生 4
2. 無尽(「合会」)に対する日中両政府の共通した対応 7
- (1) 公的対応に関する先行研究 7
- (2) 「積極的不介入」政策 9
- (3) 「消極的な介入」対策 11
3. 中国に対する教訓 13
- (1) 日本における発展と中国における役割縮小 13
- (2) マイクロファイナンスへの取り組みとその示唆 16
- おわりに 18

## はじめに<sup>1</sup>

中国に於いては、国有企業は比較的規模が大きいですが、私営・個人企業（従業員が7人までのものを個人企業、7人以上のものが私営企業とされる）は歴史が浅く、ほとんど中小企業である。林・李（2000）によると、1982年から1998年まで、中国における中小企業の占める比率が高い地域は経済成長率が高い傾向があり、また中小企業の単位資金の利用効率が低い。全国平均の経済成長率における大企業の寄与率が0.39%であるのに対し、中小企業の寄与率は86.74%となっている（林・李 2000、6～9頁）。このように、中小企業は中国の経済成長に非常に大きな役割を果たしてきた。しかし、中小企業に対する金融機関のサポートは十分といえるだろうか。以下は金融機関別でこれを見てみよう。

まず、これまで国有商業銀行はほとんど民間中小企業を融資対象としないだけでなく、むしろ逆に家計の預金を吸い上げ、国有企業に資金を流すような役割を果たしてきた。また近年は比率が2割台に高止まりとされる不良債権を減らすリストラの最中にあり、担保能力が低い中小企業に貸付ける余裕がない。次に、株式制銀行<sup>2</sup>はほとんど地方政府が50%以上を出資し設立されたものであり、準国有銀行の性質を有する。最近では、株式上場を目指し（すでに3行が上場している）、そのサービス対象も大手、中堅企業に偏りがちだ。そして、日本の信用組合に相当する「農村信用合作社」の中心的な役割は、長い間国有銀行の下部機関として住民の遊休資金を吸い上げ、国家の建設プロジェクトに集中することにあつた。現在は改善されつつあるものの、この影響から完全に脱却することは出来ていない（林・李 2000、14頁）。またこの2、3年に「農村商業銀行」に再編するといったような改革が始められたが、50%以上とも言われる不良債権比率、地方政府からその経営への介入などの問題を抱え、その結果は予断を許さないだろう。

確かに、20数年間の改革を通じ、中国の金融システムはゼロから出発し、今ではほぼその体をなしている。消費者金融においても、近年では急成長が見られている。しかし、これはあくまでも自動車、都市部の住宅などの高額商品・担保物を持つ一部の消費者に対するものである。以上のように、中国における中小企業金融機関、とりわけ零細企業・庶民金融機関はまだ整備の途中にあると結論付けても、過言ではない。

こうした中で、温州市をはじめ浙江省、福建省、広東省などの地域において民間の自由な金融活動としての「合会」などが復活した。これらの地域は民間資本主導の轻工

<sup>1</sup> 本ワーキングペーパーは、2003年度における麗澤大学大学院ポストドクター・麗澤大学経済社会総合研究センター特別研究員としての研究成果である。

<sup>2</sup> 2003年末現在11行がある。そのうち、それぞれ5行が地方政府、5行が中央政府の部局または国有企業グループ、1行が民間企業を中心に設立された。

業、商業の発達で有名となり、国有銀行のサービス対象外とされた私営・個人企業が著しい発展を遂げてきた。「合会」を含むインフォーマルな金融の仕組みが、商品経済と私営・個人企業の発展に貢献してきたと考えることができよう<sup>3</sup>。しかし「合会」の普及に伴い、この「合会」自身が持つ欠陥が次第に顕在化し、多くの問題が発生した。また更に大きな問題の発生も危惧されている。本稿は、このような問題意識のもとに過去における日中両政府の「合会」(無尽)に対する対応を比較し、庶民および中小企業金融の形成過程における政府の役割を明かにすることを目的とする。

## 1. 「合会」の復活とその問題

### (1) 「合会」の復活

「合会」とは、参加者(10数名から数10名程度の場合がほとんど)が集まって、定期的に参加者の人数に等しい開催回数で積立て(掛け金)を行い、毎回1人の参加者がその1回の掛け金全部の給付を受ける庶民の相互的な金融方式である。中国は民間で古くから庶民金融組織「合会」が存在していた。清水(1951、456頁)は、「中国には、婚喪の際の相互援助を目的とする会または社をあらかじめ組織し、その会或は社に所属するものをして、相互に輪流資助を行はしめるといふ習俗が広く存在してゐる。(中略)唐の咸亨の頃、すでに吉凶の家に対して裨助を行ふ団体が、民間に広く存在してゐた」と指摘している。

清の後期および中華民国期(1912~49年)の時期における「合会」は隆昌を極めた。無尽研究者池田竜蔵は、「中華民国人の所謂『平民(筆者注:庶民の意味)金融』制度としては他の何物にも勝りて意義深いもので、日本の無尽以上の実勢力を有する事は事実が証明する所である」(王1935、訳序12頁)という。また費(1986、145頁)は、江蘇省の奥地のある村に住み込み調査を行い、その互助を目的とし、結婚式、葬式などの資金調達に使われた「合会」の仕組みとその広がりを明らかにしている。

そして、日本の無尽は親無尽から親無し無尽への形態変化<sup>4</sup>と似たように、中国の「合会」は村落型から都市型へと変化して来た。王(1935、302~305頁)は、都市の「合会」は、村落より互助性が弱く経済合理的傾向が強い、会期が短い、リスクが大きい、金利が高いという特徴を持つと指摘している。また、このような都市型「合会」は、商品経済のより発達した南部沿海数省に、生産資金の調達を目的とするものが多く、隆昌してきた。

この「合会」は、新中国の成立に伴い30年近くの休眠期を経て、1970年代末に復活した。福建省、広東省、浙江省などの東南沿海数省は、改革開放以前では国防の「前線」と

<sup>3</sup> 「合会」を含むインフォーマルな金融全体と地域経済の発展については、陳(2003)を参照。

<sup>4</sup> 渋谷(1976)を参照。

して計画経済の重点からはずされ、重工業を始め国営企業<sup>5</sup>はほとんど建設されなかった。「改革開放」以降、かえって私営・個人企業、郷鎮企業<sup>6</sup>などは、国営企業の空白の中で自由自在に発展し、経済変革をリードしてきた。また、「改革開放」の進展とともに、経済面における中央の統制が弱まり、地方の経済力が強くなり、「地下工場」などが地上に現れ、家内工業をはじめ私営・個人企業が数え切れないほど作られ、資金需要は膨大であった。しかし、整備途中のフォーマルな金融機関は、これらの企業に融資してこなかった。そもそも個人・私営企業そのものが政府によって認められなかった。このため、「合会」などのインフォーマルな金融組織が復活し、盛んに行われるようになってきた。最初に復活したものは、農村部に互助性が強い村落型の「合会」だが、これらの地域における商工業の発展および都市化の進展にともない、経済合理的傾向の強い都市型の「合会」が主流となってきた。これらの「合会」の復活過程において、社会主義経済以前には隆昌を極めていた「合会」が、「改革開放」に伴う市場経済化により自然発生的に復活してきた点から、制度の「経路依存性」を見ることができる。

中国は古くから、「合会」は遅れた農業経済の証拠として捉えられてきた。しかし、発生期から隆昌期までの「合会」は、主に東南沿海部にある各省で行われてきた。この東南沿海各省は、当時の西部、北方より商品経済の発展が進んでいた。この点を見れば、村落型の「合会」は遅れた農業経済の証拠である一方、都市型のもは自由市場の成立とともに市場経済化が進む中でこれを支える金融の仕組みが自然発生的に生まれてきたものだととらえることができる。後述のように、復活期の他の地域における「合会」に対する取締り報道がしばしばなされる。しかし、「合会」の発展が一番進んだのはやはり温州市と台州市をはじめとする浙江省、続いて福建省、広東省などである。これらの地域は、1980年代から、経済成長率が全国平均の経済成長率よりかなり高くなり、国有銀行のサービス対象外とされてきた私営・個人企業が著しい発展を遂げてきた。特に民間資本主導の軽工業、商業が発達したことで有名になった。「合会」は、1980年代の中国東南沿海部において、インフォーマルな金融の仕組みが復活し、商品経済と私営・個人企業の発展に貢献してきたと考えることができる。また、商品経済の発展に伴い、「合会」を専業とする親または営業「合会」が出現した。さらに、商工資金の即時性に対応するため、専業親または営業「合会」が地域において、預金業務と貸付業務も行うようになった。

---

<sup>5</sup> 1993年3月第14回中国共産党全国大会における中央決定によって、所有と経営の分離を図るために、国営企業から国有企業に改称された（萬成・丘 1997、54頁）。

<sup>6</sup> いわゆる郷鎮企業は1984年に社隊企業（社は人民公社、隊は生産大隊をいう）から名称が変更され、「農村」である県（市）以下の郷（鎮）、村に属する集団および私営・個人企業であって、行政上の「農村」部に立地する企業を広く指すようになり、いま、習慣的に国有企業、外資企業以外の企業をいう場合が多い（上野 1993、1～7頁あるいは井上 1996、147頁）。

1970年代末から復活した「合会」は、その給付順序、金額などを決める方法などによって、大きく「輪会」、「揺会」、「標会」および「抬会」などに分けられる。「輪会」と「揺会」は、それぞれ日本の「順番無尽」と「抽籤無尽」に相当するものであり、1980年前後に浙江省温州市を中心とする地域で復活してきた。その方法として、表1に示されるように、1回目の会合でまず給付金と給付順番によって違う掛け金の金額などを決め、次に親（「会頭」という）が会員に相談するまたは抽籤で、給付順番を定める。「輪会」あるいは「揺会」の特徴は、1回目の会合で、親及び会員が、順番に受け取る給付金額、毎回の掛金額、給付金を受け取る順番などが決定される点にある。「輪会」あるいは「揺会」は、「合会」の原型である村落共同体の相互救助金融の性格を持ち、低級的な商品経済段階に適している（渋谷 1976、88 頁）ため、1980年前後に最初に復活した。しかし、「輪会」あるいは「揺会」方式による場合、その継続期間中に、経済情勢が変化し、金利水準が変動しても、この変化に対応できないという問題がある。このため、目的の変化に合わせ、参加者の資金需要に比較的対応しやすい「標会」が多くなってきた。

「標会」は、他の「合会」と同様、ほとんど地域内の知り合いの間で行われ、対人信用で、保証人、担保を必要とせず、資金の用途に対する制限も一切ないため、人々に利用されやすい。さらに、表2に示されるように、「標会」は日本の「入札無尽」に相当するもので、1回目は親が給付を受ける以外、2回目以降は入札により給付者を決め、資金の必要性が高いものは、高い支払利息を入札することにより、早い順番での給付を受けることが可能となるので、資金需給の程度が金利水準に反映されやすい方式である。このため、1980年代に「標会」方式が多く地域において復活し、その後「合会」の主流となっており、現在でも行われている。その「標会」の入札方式や親の扱いなどの違いで、温州式、福清式などに分類することができる<sup>7</sup>。

## (2)「合会」問題の発生

1970年代後半から中国東南沿海部で復活した「合会」は、東南沿海部の経済発展に資金面において大きく貢献してきた。しかし著しい経済発展に伴い、「合会」は商工業資金の即時性に対応できなくなるなどの限界が表面化した。このため1980年代後半から、営業「合会」（貸金業を兼営する場合が多い）の出現とほぼ同時期に、「標会」が「合会」における中心的な地位を確立し、「合会」そのものの性格が互助中心から営利中心へと変化してきた。中には、政府の事前的な規制がまったくないことも手伝って、投機性の強いものも多くなってきた。その典型例として、後ほど詳しく紹介する浙江省温州市の「抬会」、福建省平潭県の「標会」などがある。これらのものが、地域金融と経済に大きな衝撃となり、健全な「合会」にも悪影響

<sup>7</sup> 「合会」および「標会」の分類などについては、陳（2004）を参照。

を与えた。また 1990 年代に入り、「合会」は、政府の取締と「合会」自身の欠陥によって激変する経済情勢に対応できないことが多くなり、多くの問題が発生した。特に 1993 年からの中国経済は新たな局面に入った。「合会」の重要な顧客であった零細企業が成長と倒産に両極化し、また 1997 年のアジア金融危機を契機に政府は「合会」を含む「民間金融」に対する取締を強化するなどの要因が重なった。これらの要因により、1990 年代半ばから、中国東南沿海部を中心とする「合会」は、役割縮小の道をたどり始めた。

「拾会」は、浙江省温州市樂清県を中心に行われた「合会」の変形で、会員間の関係が断ち切れ、親と各会員が対一の関係になっている。すなわち本来の「合会」にある会員による相互的なモニタリングがなくなり、親と会員の一対一のプレイになった。1985 年秋以前では金利が比較的到低く、「拾会」ごとの経営規模が小さく、地域における資金需要に機動的に対応してきた。しかしそれ以降、金利が急上昇し、より小さな「拾会」の親がより大きな「拾会」の会員になるよう、「拾会」間にある種のピラミッドが形成された。このように、いくつかの階層による親の間に従属的な関係が成立した。「拾会」の仕組みは、一回目(数回に分ける場合もある)で親(会員)が会員(親)から、大きな金額の掛金(給付)を集め(支払い)、以降会員(親)が親(会員)から給付金(掛金)として、多数回に分けて、分割返済させる。その特徴は「拾会」が崩壊しない限り、金利が高く、後に給付また掛金を受け取るほうが有利となる点にある。しかも、後に行けば行くほどこの特徴が強くなってきた。もちろん、親が受け取るはずの手数料を受けないため、その受け取る(支払う)金利が多少高(低)くなる。

1985 年秋からの「拾会」は、会員が最初に給付を受け、のちに分割返済する方式が少なくなり、親が最初に掛金を受け取る方式が多くなった。親が最初に掛金を受け取る方式の親の計画に従えば、参加者への給付金およびその予定額が常に掛金とその予定額を上回るような不健全な仕組みであり、講の資金繰りをつけるには、親は常に会員数を増加させ続けなければならない講である。これはいわゆるネズミ講に他ならない。

1985 年秋から翌 86 年春にかけて樂清県で、このようなピラミッドの頂点に立つ親による「拾会」が、12 組成立した。一時は総計 12 万人の会員を集め、2 億元(1 元は 15 円に相当)の資金を集め、掛金と給付金の予定総額は 10 億元を超えたが、わずか 5 ヶ月で崩壊、激怒した債権者は暴動を起こし、混乱の中で殺害されたもの 25 人、自殺者 20 人余という大事件<sup>8</sup>となった(辻 1989、32 頁)。親が最初に掛金を受け取る「拾会」の仕組みとして、期間の長短により「長会」と「短会」の 2 種類があったとされる。会員の掛金は中・小親が手数料を控除してから大親に集中される。「長会」とは、例えば 11 ヶ月の期間で、1 カ月目は 1 人の会員が親に 30,800 元の入会金を支払い、2 カ月目から親が 10 ヶ月にわたって、毎月 9,000 元の給付金を支払う。単純に計算すると親はこの会員の入会金でその給付金を支払うことができるのは、

<sup>8</sup> しかし、梁(2002)は、樂清県の「拾会」画社会問題となった直接的な原因は、「拾会」の経営問題でも、その親の夜逃げでもなく、むしろ政府の強力な取締りによる会員の親に対する信頼の崩壊にあると主張している。

3 ヶ月しかない。4 ヶ月目から新しい会員の入会金に依存している。このため、次々新しい会員が入会しないと、会の維持ができなくなる。「短会」とは、例えば3カ月の期間で、1ヵ月目に会員が12,000 元の入会金を支払い、2ヵ月目から親が会員に9,000 元ずつの元利合計額を支払う。前の例と同様、会の維持は会員の継続的な拡大に依存している。

ネズミ講である「抬会」以外にも、問題をはらむ「合会」がある。Besley ほか(1993)が指摘したように、「標会」は資金を緊急に必要とするものが、将来支払うことが不可能なほどの高い金利を約束して資金を調達してしまうなど投機的要素が非常に強い特徴をもっているため、会が崩れる危険性を多くはらんでいる。参加者がお互いによく知り合っており、「情報の非対称性」の問題が少ないにもかかわらず、参加者の中で1人でも掛金を掛けられなくなると会崩れ(「倒会」という)の可能性が出てくるなどのリスクが大きい。このような「標会」は、1980年代後半に、浙江省、福建省、広東省などの町と村の隅々に普及してきた。「標会」は庶民の日常生活及び生産活動に非常に役に立った。しかし、1990年頃になると、「会頭」あるいは給付済み者(「得会者」という)のなかに、給付金を利用して賭博をしたり、麻薬を常用したり、贅沢な生活をするものが出てきた。これらの人々は、以後の掛金の支払い義務を怠ることが多いため、「倒会」が多く発生した。

中でも、福建省平潭県の1980年代後半における「標会」は混乱の影響が大きかった。それまでの平潭県においては、「標会」は零細企業の資金調達と県民の貯蓄機関として大きな役割を果たしてきた。しかし1985年末から、「標会」が規模を拡大し、各「標会」の間で連合化(給付金を消費あるいは投資ではなく、ほかの「標会」にかける資金を得るために発生した、各会の連鎖的な関係)が進むと同時に、金利が飛躍的に上昇した。金利が事業の利益率を超えると、生産資金として利用できなくなり、「標会」も「標会」のための「標会」と化したのであった。小さな「標会」の参加者が給付を受け、その給付金を持って大きな「標会」に参加し、また大きな「標会」の参加者は給付を受け、もっと大きな「標会」に参加する。そのため、1987年はじめに何人かの親が夜逃げしたのをきっかけに、平潭県の「標会」は、全県的に連鎖的崩壊が起きた。一時的に全県の資金循環が停止寸前になり、大きな社会問題になった。会崩れによる暴力事件82件、強奪事件21件、不動産占拠あるいは破壊事件20件、人質事件112件が発生した(姜1996、69~72頁)。

事態は平潭県政府の強力な介入によって、沈静化した。しかし一定の地域での広がりが見られるだけでなく、地域によってはかなり普及してきた。それにもかかわらず、狭い範囲でしか影響力を持たない地方政府の場当たりの対策のみでは、このような「合会」は何時更に大きな問題が起こってもおかしくないと考えられる。「合会」は、時には大きな社会問題となる「合会」自身の欠陥を抱えているが、これまで見てきたように地域経済の発展に大きな役割も果たしてきた。その欠陥を克服できれば、大いに利用できると考えられる。このため日本における無尽の発展と公的対応の関係およびこれに関する研究が参考になる。



## 2. 無尽（「合会」）に対する日中両国の共通した対応

中国における「合会」と日本における「無尽」とは、ともに最初は互助的なものとして、高利貸しなどに対抗して村落共同体を基盤に台頭した古来の金融組織であった。その後、ともに経済情勢の変化に適応して、生産資金と貯蓄を主な目的とするものに変化してきた。また村落共同体の弱体化によって、ともに講崩れなどの問題が多く発生した。これに対して、各時代の中国政府と日本政府は、共通性を持った政策を採用すると同時に、問題が発生したときに類似した対策を取ってきた。そして、無尽（「合会」）に対する政府態度に関して、両国の学者を中心にそれぞれ研究がなされてきた。

### （1）公的対応に関する先行研究

現在まで、日本において「無尽」に関するいくつかの研究成果が出されてきた。このなかで、渋谷隆一に代表されるように、「無尽」に対する公的対応に関する研究が多くなされてきた。これまでの無尽政策に関する研究が取締り強化論、無尽批判論、無尽擁護論に分類されている<sup>9</sup>。

海保(1813)は「無尽」の効果として、遊休資金を集める集合の力を論じた。つまり民をよく働かし、節約させ、富をつむことによって、「領内ノ人テンデンニ自身ノ手足ヲ働カシテ衣食ヲ得ル程ナラバ、国大キニトマデ叶ヌコトナリ」(同 239 頁)と国をも富ますことになると主張している。

藤原(1928)は、「無尽講及営業無尽に於ける悪弊の根源も亦講元及び無尽営業者の専恣跳梁にあり」と述べ、「講関係犯罪は主として此等講元無尽営業者の犯罪にして之れが捜査を為す」(同 99 頁)と主張している。

星野(1934)は、「頼母子講が相互的な組合契約なるに反し、営業無尽は全く加入者と無尽会社との関係であって会員相互の間には何等の法律関係を生じない」(同、173 頁)という状況を明らかにした上、「(営業無尽が)加入者の変動、脱退、経済上の変化による掛金滞納があれば無尽の団の構成は自然に崩壊する。其の理由は現在の無尽は昔時のやうに他に何等紐帯となるべき他の関係がなく単に無尽の掛金と給付によってのみ繋がってゐるのである」(同 147 頁)と営業無尽のリスクを強調する。彼は、無尽は庶民にとっては必要になる一方で、リスクがあるし、「不正無尽の大多数は欠口と掛込金の費消に源を発してゐる」(同 179 頁)ため、規制により健全化する必要があると主張している。

渋谷は無尽の形態変化を論理的に整理し、無尽自体が持つ欠陥およびその顕在化の条

<sup>9</sup>渋谷(2001、432～448頁)は、大正期、昭和期の無尽研究についての整理を参照。

件を明らかにする。さらにこれまでの各時代における無尽とそれに対する政府態度に関する研究を系統的に整理し、無尽の関係法令の制定過程とその意義を考察している。渋谷(1976、103頁)は、「低次の商品経済段階に発生した高利貸資本に、小生産者とりわけ小農民が対抗するための相互金融組織として台頭した」無尽が、「商品経済のより一層の発達に対応できなくなるや、次第に形態を変化させた」と述べた。その形態として、単純に親を救済するものから、互助的なもの、または取退無尽(無尽と富くじの中間物)・富くじへの重層的な発展をあげた。また、「徳川幕府は農民層分解の阻止、体制維持に寄与する本来の無尽には裁判の不受理性を、逆に農民層の分解や封建的生活秩序の破壊を促進する取退き無尽や富籤に対しては厳しい取締りを行った」(渋谷[1977]、415頁)。明治政府は、「富籤の禁令を再確認し、取退き無尽を含む富籤類似行為の取締りを地方自治体に委ねた」(同93頁)。しかし、無尽関係の法令は不況の度に強化されていた。明治10年(1877年)後半になると、政府は富籤の禁令違反者に対する罰則を布告し、また各府県では富籤類似行為の取締りをいっそう強化する一方、無尽取締規則を布達し本来の無尽に対して規制するところが出てきた(渋谷1976、87～104頁)。

以上で見てきたように、日本における無尽に対する政府の対応について、諸外国に見られない多くの研究成果が出された。しかし中国の場合には、1930年代前半まで「合会」が農村部を中心に繁栄し、その後も東南沿海部において復活したのにもかかわらず、以下のようないくつかの「合会」に触れた研究があるものの、これに対する政府の対応に関する専門的な研究を見つけるのは難しい。一方、多くのメディアは政府の公式見解を代言し、「合会」に否定的な態度をとり続け、それに対する取締りを報道してきた。そして、健全に運営されているものが見えず、世の中に騙しあいの「合会」しか存在しないというイメージを内外に与えてしまった。

中国において1930年代までの「合会」を最も系統的に研究してきた王宋培は、「合会」が保険機能を有し、互助性をもつ貯蓄・貸付の仕組みであり、「中国式の貯蓄制度」といってもよい(王1935、4頁)と主張している。彼は、「合会に関する法律の制定は猶予すべからざる問題であり、法律が制定されたならば、合会を發起する人々はこれに依拠することが出来、未給付者の利益も亦これによって相当保証されることになる」(同306頁)と強調している。

また1980年代に復活した「合会」について、山本(1999、250～259頁)は、清水(1951)と袁(1987)の実態分析に基づいて、参加者のモラル・ハザード(道徳の欠如)を回避するためには監視が必要になると主張している。

そして、姜(1996)は中国の民間金融全体に関する研究の中で、「合会」に触れている。姜(1996、54～77頁)は、利益の追求により、「合会」がある程度商品経済の発展を促進してきたことは認めるが、地域においてフォーマルな金融機関に衝撃を与え、国有企業の資金需要を満足させることができず、国庫収入に影響を与えていると強調している。また彼は、「合会」自身が金融危機の要因を内在すること、その利益追求により投機意識を引き起こすこと、

国家の産業政策の執行に悪影響を与えることなどをあげ、「金融投機」の要素が大きいとして「合会」に否定的な態度をとっている。

最後に、中生(1992、2～17頁)は、1980年代中期の農村社会では、郷鎮企業と私営・個人企業の経営を可能にしてきた(「合会」を含む)「民間金融」が大きな役割を果たしていたと指摘した。彼は、「民間金融の発展が先行していたので、国営の金融機関も、それに対抗するため金融制度の改革を促進した」と主張している。

以上のように、これまでの無尽(「合会」)に対する政府対応についての研究は、日本を中心に一定の蓄積がある。しかし、これに関する両国を比較研究したものはほとんど見られない。

## (2)「積極的不介入」<sup>10</sup>政策

日本における無尽という金融の仕組みは、室町時代にはほぼその構造が完成され、江戸時代には隆昌を極めた。「寺社の創建、修理に利用された寺社主催の無尽は富籤化し、富籤・取退無尽を禁止した藩は財政救済のために自らこれを行い、商人は商人同士の親和的無尽から資金調達のための無尽利用に転回し、相互扶助的共済無尽を目的としていた村落共同体は商品生産の発達と共に商工資金調達を目的とする生産無尽を主とするようになった」(森 1982、233頁)。すなわち、無尽は庶民、藩、商人および村落共同体にとっては、なくてはならないものとなっていた。

江戸幕府は最初に取締を実施してきたが、明治初期まで基本的に頼母子講・無尽講に対して、「仲間事」として「裁判上の不受理制」(金田 1931、21頁)を定め、「積極的不介入政策」を取ってきた。森(1982、234頁)は、「頼母子紛争には介入しない方針をとっている藩は多いが、頼母子紛争は複雑で裁決が困難なこともあり、年々多くなる繁雑さに耐えられなかったことも加って、その紛争は講中の自主的な解決にまかせるようになった」と指摘している。また加賀藩をはじめ一部の藩は、無尽の形態変化に対応し再三の禁止を繰り返していたが、実効を挙げられなかった末頼母子紛争に介入しないこととしていた。このようにほとんどの藩は、頼母子紛争には介入しない方針をとっていた。

明治政府も、基本的にこの政策を引き継いできた。富くじに対して厳しい取締を実施してき

---

<sup>10</sup> 「積極的不介入」とは、もともとは香港のイギリス植民地政府がとった自由放任主義的な経済政策を表現したものであった。1971年に香港政庁の財務長官に就任した Charles Philip Handoo-Cave は、「積極的不干渉」もしくは「積極的不介入」政策(Positive Non-interventionism もしくは Active Non-interventionism)を打ち出した。今まで自由放任主義は個別の私的経済活動に一切不介入であり、経済の発展そのものにも中立的になるが、「積極的不介入」政策は、個別の私的経済活動に極力不介入とすることによって、経済成長を積極的に促進していくとするものである(閻 2001、35～36頁)。ここでは、経済成長に役立つものであるから、多少問題があっても、介入しないという政策との意味で用いている。

たが、頼母子講・無尽講と富くじの中間的なものである「取退無尽」などの富くじ類似行為に対する取締は、各地方の警察に任せていた。

この点では、中華人民共和国以前の中国政府および1980年代前半と半ばの中国東南沿海地域の地方政府が、「合会」に対してとってきた態度と驚くほど類似している。咸亨5年に唐の皇帝が発した文書「禁僭服色立私社詔(身分を越え私社を設立することを禁止する詔書)」には、「社」が冠婚葬祭を行なう農家には多少の助けになるが、紛争の元にもなるため、「宜令官司嚴加禁斷」(役所に「私社」を厳しく禁止することを命令する)と述べた(清水 1951、456頁)。「合会」の一種である「寿縁会」——「社」にはいろいろ問題があり、厳しい取り締まり態度がとられていた。にもかかわらず、唐時代に民間で「社」が盛んに行われ、宋になると「社」も政府および村共同体によって推進された。また『新唐書・韋宙伝』には、唐の時代に永州刺史(知事)は、州内で20世帯を集めて牛を買う社を作り、掛金を出させ、一人ずつ抽籤で給付を受け、牛を購入させたとの記述がある(清水 1951、424頁)。これが、給付金の使途が限定されてはいたものの、後世のいわゆる「揺会」(日本の抽籤無尽に相当)であることは間違いない。

清水(1951、458頁)によれば、中唐及び晩唐時代の社は、寺院に附属して「仏教的事業を目的として作られたもの」と、この種の社から派生し「ただ社員の品性陶冶と社員の相互救済とを目的」とするもの、さらにこの2つの目的を併せてもつものの3種類の社があった。しかし、日本の宗教講と類似した第1及び第3の社は次第に衰退していったのに対し、相互救済を目的とする第2の社は「ひとり栄え、北宋に入ってますます盛んとなり、つひに藍田の呂氏郷約の如きものを生むに至った」(同上)。北宋の呂大鈞が、農村に実際設けられた社の規約として「呂氏郷約」を作り、この仕組みを推し進めた。朱禧は、これを広く世に伝えたため、「朱子増損呂氏郷約(朱子修訂呂氏郷約)」の名で有名になった。また、「後世、特に明・清時代に、呂氏郷約は郷約の規範とされた…明・清時代の郷約は、むしろ民衆教化の組織として官憲によってその実施を要求され」(同 458～459頁)、民国政府は、農村の民間組織である村などによる罰を「私刑」として禁止したが、基本的に郷村自治のもとで、郷約を認めた(徐 2000、72頁)。

そして、1980年代の東南沿海部の地方政府は、基本的に「合会」に対してその経済発展に対する役割を認める一方、法律的に根拠がなく、金利計算の難しさなどからくる育成の困難やその組織に機能的な欠陥があることを認識していた。筆者は、1996年に福建省、浙江省における調査で、「合会」が復活した地域の地方政府の間に、「合会」を「合理不合法」と評価する傾向があったことを知った。また、2001年9月の調査で、ある地方の共産党幹部が、「合会」を「改革がより進んだ地域の人民が、自発的に発起した改革実験であり、互助的なものを含んでいるため、社会主義的な性質を持つ可能性がある」と認識していたことを知った。そのため、東南沿海部の地方政府は、「標会」、「輪会」などのいわゆる健全な「合会」に規制を加えなかった一方、その組織的、機能的欠陥から積極的な育成策も取らなかった。さらに、

「合会」の親あるいはその経営者は積極的に地方の共産党幹部および地方政府の幹部を取り込み、この信用を活用して「合会」の信用力を高めることがしばしば見られる。

地方政府や地方の共産党幹部は、「合会」に合理性があり、経済発展に一定の機能を認めながらも、はっきりした制定法がなく、仕組が複雑ではっきりした育成策をとることも難しいことから、「合会」に「介入しない」という姿勢を積極的にとり続けている。

### (3)「消極的な介入」対策

明治5年(1872年)新潟県が司法省に対して提出した「無尽講仲間事ニ属スル金銭差引ヨリ起ル訴ハ旧幕府中不及裁判候得共証据明瞭ナル分ハ裁判可及哉」(無尽に関する裁判を行うことができるか)なる伺に対する、司法省の「伺之通」という回答をもって、「無尽金」に対する「裁判上の不受理制」は事実上廃止されるようになった(金田1931、21頁)。また、明治政府の経済自由化政策は、明治9年頃から当時の政治・経済的危機を機に徐々に変化し、富籤類似行為に対する規制も、国立銀行条例の改正、利息制限法の公布(渋谷 1965、56頁)とともに強化された。無尽については、徳川幕府と同じく「裁判上の不受理制」のもとに、互助的な頼母子講・無尽講に対する育成的立場に立つ「積極的不介入」政策と、営利的な無尽業者の営業無尽に対する「消極的取締」との間の微妙な違いが出始めた。

中国の場合は、「合会」が全国規模で復活または普及しなかったため、全国的な問題とされなかった。1987年、平潭県(現在は市)政府はその県内の「標会」問題の発生に際して、各鎮(郷)政府に「標会取締室」を作って、「倒会」ブームに乗って儲けようとするものを厳しく取締り、「標会」の債権、債務を「民間貸借」(個人間の貸借が認められている)として問題を解決するように指示した。これは、のちに福清県(現在は市)などが参考とするに至り、「標会」の債権債務問題を処理するための有効な方法<sup>11</sup>とされた。このような「合会」の債権債務関係の処理を通じ、裁判上の受理ができるようになった。これで不完全とはいえ一応問題は解決されるようになり、2001年現在も福清市などで、いわゆる健全な「標会」が庶民あるいは中小企業者の間に多く残っている。また朱・胡(1997、42頁)によれば、1980年代末に多くの「標会」で問題が発生した際、福建省泉州市およびその下の県(区)、郷(鎮)は、「標会取締室」を設立し、「標会勉強会」<sup>12</sup>を開き、親をはじめ「標会」の関係者を強制的に集

<sup>11</sup> 具体的には、「合会」の参加者がこれまで受け取ったまたは支払った金額を確定した上、その金額を債務者の返済能力を考慮しながら、一定の割合で参加者間の法律で認められる債権債務関係(中国で民間貸借という。これに対する政府の態度については、陳2002を参照)とする。

<sup>12</sup> 「標会学習班」という。中国において、ある問題が発生した時、関係者を強制的あるいは半強制的に集め、問題を解決させる手法である。法律が未整備のため、問題を解決するのに役に立つ場合もあるが、実質的に刑務所あるいは拘留所に近く、乱用される場合が多い。筆者は、2000年における福建省における調査で、「合作基金会」の債権の回収に際し

め、問題解決まで「勉強」させることにした。

無尽及びその他類似行為の問題点は、凶作や不況の時に、掛金未納者の続出といういわゆる講崩れが集中的に顕在化することである。無尽関係のこうした問題が、ほぼ同時期に発生することにより様々な社会問題を激化させ、ひいては政治的危機を誘発する要因となるため、政府はこれに対してなんらかの対策を講じなくてはならない。

日本の場合、無尽に対する各地方自治体の取締規則の発表は、ほぼ明治 29～32 年と明治 40 年～大正 3 年(1914 年)に集中している。前者は、主に営業無尽の台頭による社会問題を強く意識した官僚たちによる予防先行的な社会政策的理念の現実化したものだと考えられる。後者は明治 40 年の恐慌による無尽問題が突出したことによるものである(渋谷 1976、98 頁)。

この時期の主要な取締対象は、引き続き「取退無尽」を含む富籤類似行為におかれており、それがもたらす庶民の貧困化を未然に防ごうとするものである。つまり本来の無尽の取締まりを直接意図したものではない。取締規則の発布は明治 29 年 5 月の警視庁「頼母子講無尽講及類似モノノ届出方」をはじめとして明治 37 年までには 10 府県に及んでいた。警察への届出、警察官の臨検、違反罰則などを明らかにした警察行政的な取締制度が整備されつつあった。この中には、明治 30 年 9 月の大阪府の「講会取締規則」など、営業無尽あるいは景気変動に対応できない長期無尽を規制しようとする講会取締規則もあった。滋賀県の「講会取締規則」の中に「但シ親族間ニ於テ金品融通ノ目的ヲ以テ組織スル講会ハ此ノ限ニアラス」というような条件を設ける<sup>13</sup>ことなどから、政府及び各地方自治体の頼母子講・無尽講に対する「積極的不介入」政策が見られる。

しかし、取退無尽を含む富籤類似行為の問題顕在化につれ、統一的に取締る必要が出てきた。明治 33 年 5 月、内務省は省令第 6 号をもって「富籤類似行為ノ禁止又ハ制限ノ件」という通達を発布した。罰則の全国的な統一基準を明確に規定した点で画期的な意味を持っていた。この内務省令は、この後の無尽の射倖性が強すぎないように方向をつけ、無尽業法ができるまでの間無尽業の健全な発展に貢献したのである。

また、明治末～大正初期は、不況の慢性化や無尽講の存続を支える生活共同体規制の弛緩などによる無尽問題が多発し、無尽取締りの対象が本来の無尽に向けられるようになった。しかし、「親戚間の無尽、および同一職場内の会社員、商店員、労務者、公務員で組織する無尽を除外した」(渋谷 1987、393 頁)。また「無尽の許認可にあたり講信用力を高め、不正行為を回避するための措置として講世話人たちの資産、社会的信用を重視するようになった。大正中期になると、無尽講の弊害に対する規制——たとえば講の存続期間の短縮、

---

地方政府によって行われたことを知った。ただし、その対象がほとんど共産党員および役人に限定されたことは、ある種の「進歩」だといえる。

<sup>13</sup> ほとんどの道府県の「講会取締規則」などにも、似たような規定が設けられている(農林省経済更生部 1936 を参照)。

講の規模の制約——や、講世話人に対する規制の強化がはかられた。そして大正末～昭和初期には、無尽講の届出から許認可主義への変化、講機能の維持、講の弊害の除去措置、さらに講世話人に対する規制のいっそうの強化がはかられた」(渋谷 1987、407 頁)。

中国の場合、温州市楽清県(現在は市)政府は「拾会」問題を未然に防ぐため、1986 年 2 月 14 日に「人民政府公告」を公布し、すべての「拾会」活動を禁止した。皮肉にも、これをきっかけに会員の親に対する信頼が崩れ、結果的には「拾会」問題の発生を早めた<sup>14</sup>。この事件は政府の場当たり対策の限界を示した。そして、各地方では健全に運営される「合会」がほとんど報道されていないのに対し、数年間うまく運営され続け、ある日問題が発生することになると地方政府の取締りキャンペーンとセットしての強力な取締りの実績を強調する報道がしばしば見られる<sup>15</sup>。そのため、多くの地方に存在していた「合会」は、それに対する政府の取締りの報道によって初めて、世に知られるようになったのが現状である。また、中国の法律には「合会」に関する条項は全くなく<sup>16</sup>、裁判所はこれまでより大きな問題を起こした(あるいは起こされた)「合会」の親およびその関係者に対して、他の法律、条例などに準拠して以下のような罪を問うことになっている。すなわち、「投機倒把(投機、空売買)罪」<sup>17</sup>、「非法集資(違法に資金を集める)罪」、「詐騙(詐欺)罪」および「非法吸收公衆存款(無許可で預金受け入れ)」である。

ここには無尽に対する徳川幕府、明治政府及び「合会」に対する中国の地方政府の態度あるいは政策を捉えるポイントがあると考えられる。この点において、両国政府の態度は驚くべき相似性を持ち、同じように「裁判上の不受理制」を定め、「積極的不介入」政策および「消極的介入」対策をとっている。

### 3. 中国に対する教訓

#### (1) 日本における発展と中国における役割縮小

<sup>14</sup> 第 1 節を参照。

<sup>15</sup> 「法制日報」などの法律関係新聞と、「福清時報」、「温州都市報」のような地方のみで発行される新聞の報道などから、少なくとも浙江省温州市、台州市、福建省福清市、長樂市、平潭県、泉州市、龍海市、寧徳市、晋江市、石獅市、広東省吳川市、江蘇省通州市、阜寧県および内陸部にある陝西省西安市、貴州省盤県などで、「合会」が繁盛そして問題が発生し、政府の取締りを受けたことがあることがわかる。

<sup>16</sup> これに対して、台湾では、日本の「無尽業法」のようなものが制定されていないが、民法第 709 条には「合会」の定義、参加者の資格、権利と義務、「合会」運営の方法と記録、継続が不可能になったときの対処法などについて、規定が設けられている。

<sup>17</sup> これは、社会主義経済計画を徹底させるため、民間による商業活動を禁止し、それに従事したものに対して問うものであった。現在ではその適用はほとんど見られない。しかし、1999 年浙江省高級裁判所は「拾会」の親鄭楽芬、蔡勝南に対する裁判に際して、「詐騙(詐欺)罪」と「投機倒把罪」の間にかかなりの議論を経て、「投機倒把罪」で問うことにした(梁 2002)。

明治、大正期の無尽業は、業界の経営努力もあり、旺盛な資金需要のもとで大いに発展した。大正4年(1915年)の大蔵省の「無尽に関する調査」によると、大正3年11月現在、無尽営業者数は831(台湾1社を含む、徳島県下の個人業者の報告に誤りがあった上、各府県における多少の調査漏れがあった)、公称資本金20,336,750円、払込資本金6,946,884円、無尽の会数14,346、契約金高137,636,580円、給付済金額36,779,341円となっている。その後、大正4年11月の「無尽業法」施行までには、施行前に駆け込み設立もあると思われるが、台湾1社を含むと無尽会社数は2,364を数えている(日本銀行調査局1961、524頁)。

しかし、無尽業法施行以前の無尽業には取締規則がなく、このため無責任な募集を行い、経営に堅実さを欠くものも多かった。また無尽会社の組織と契約が千差万別で、経営基盤が脆弱であり、一般庶民も投機的に利用しようとするものが多かったため、無尽会社の弊害が次々に現れるようになった。明治期に「裁判上の不受理制」が解消されたとはいえ、契約不履行に対する裁判上の受理の道が開かれたただけであった。そして、無尽に対処する適当な取締法はなく、各府県は「講会取締規則」による取締を行っていたが、総体的には統一性に欠け、十分な効果を上げることができなかった。

大正2年、日本銀行の「無尽会社に関する調査」は、無尽を「長短得失ノ両方面ヲ併有スルモノナレバ、若シ其短所ヲ矯正シテ其弊害ヲ除去シ益々其長所ヲ助長セシムルコトヲ得ンニハ、之ヲ以テ小商工業者ニ対スル適当ノ金融機関タラシムルコトヲ得ベク」(日本銀行調査局1961、38頁)と述べた。さらに、法律を制定し、最低資本金の制限、副業の禁止、監督強化など会社の基礎を強固にし、会社の手数料収入、入札金の最低額、返金積立金などの制限によって会員を保護し、副業禁止、課税軽減などを提案し、将来「無尽会社ノ機関銀行ヲ設立」するものと予想している。

これらの流れに沿い、政府は無尽の長所・短所を検討し、業界の反対を押し切り、大正4年5月に営業無尽の取締法規「無尽業法案」を第36回特別帝国議会に提出した。衆議院及び貴族院の審議と修正を経て、同年6月21日「無尽業法」として法律第24号をもって公布された。同年10月19日大蔵省は、地方長官あてに「無尽業者取締規則取扱方細目」の通達を發した。無尽業法施行前6ヵ月以上無尽業を営んだ者の営業免許申請に対しては、払込資本金の制限を緩和したり、申請によって他府県にわたる営業や兼業事業を認めるなどの規定を設け、事態急変による影響をできるだけ少なくするように配慮した。しかし営業免許の申請手続きは煩雑で、厳格な無尽業法のもとで営業を続ける自信を失い、廃業解散の道を選んだ会社があった。また優秀な成績を上げ、無尽の典範といわれた共栄貯金株式会社のように、貯蓄銀行と合併し、銀行業へ転向するという動きも現れた。大正4年に2,364を数えた無尽会社のうち、免許を受けたのはわずか136業者であった。「無尽業法」は、その制定目的である業界整理を果たした後に、業者の発展を束縛するものとなった。そのため、業界が改正運動を猛烈に展開した。これを受け、政府は6回にわたり「無尽業法」を改正し、時の



経済政治などの情勢と無尽業の発展状況に対応し、規制を加えながらも業界団体の要求の多くを取り入れた。

さらに、昭和 26 年(1951 年)に GHQ の反対があったにもかかわらず、議員立法で無尽業の近代化を図った「相互銀行法」が成立した。その後、預金業務の増大と無尽業務の縮小により、「相互銀行法」による相互銀行と「銀行法」による銀行との同質化が進んだ。このため、昭和 63 年、金融制度調査会の大蔵大臣に提出した答申に基づき、相互銀行は「第二地方銀行」として普通銀行への転換を果たした。ここで、日本における「無尽講」は、「無尽業法」による営業無尽から、「相互銀行法」による相互銀行、「銀行法」による普通銀行へと「発展的解消」を成し遂げたのであった。

このように、無尽(「合会」)などの在来金融組織は、近代化を果たすための「中間的制度」になる可能性がまったくないとはいえない<sup>18</sup>。実際に、日本政府は近代的な「信用組合」の設立に際して、「報徳社」などの在来の民間金融機関を積極的に活用してきた(堀越 1974、57~70 頁)。このほか、無尽は貯金会社、信用協同組合、信用金庫などに進化した例も多く見られた(万木 1996、35~37 頁および朝倉 1961、300 頁を参照)。また、ネパールでは商業銀行が既存の講組織の預金銀行となり、小切手による講金の支払いやその預金高に応じた講への短期融資が行われている(岡本ほか 1999、12 頁)。

中国でも、個別事例として温州市樂清県白象鎮張湾村の共産党支部書記兼村長の余氏が経営した「合会」は、1984 年に白象鎮張湾村金融サービス社になり、1990 年にその経営者が余氏の息子余世聞になると同時に、白象城市信用合作社へ変身を遂げた。そして 1996 年前後に最盛期を迎えた(その資産規模は 1.2 億元に達した)。しかし、1997 年のアジア金融危機の影響もあり、政府は城市信用合作社の存在を認めないようになった。白象信用合作社も、2001 年 10 月 23 日に閉鎖され、その優良資産は経営状況が芳ばしくない樂清農村信用聯合社へ強制的に譲渡された(劉 2002)。

以上のように、日本は在来金融機関を積極的に活用し近代化を進めてきたのに対して、中国政府は、いままで農商工業において復活した旧制度を受け入れてきたが、金融面において復活した旧制度を無視と取締りを繰り返してきた<sup>19</sup>。しかし政府が力を入れてきた国有企業、集団所有制企業の多くが経営不振に陥り、むしろ今まで差別してきた私営・個人企業に頼ることになる。この中で政府は、中小都市を含む農村部に

<sup>18</sup> Geertz (1962, 260~263) は、「合会」(RCA-The Rotating Credit Association) が伝統的な農業社会が流動的な商業社会への移行を可能にする「中間的制度」

(Intermediate Institution) の一つと成り得るとしている。すなわち「合会」が、経済活動の合理化と伝統的な価値の維持という相反する力の均衡を保ち、経済活動の合理化による伝統的な価値の急激な崩壊や伝統的な価値による経済活動の合理化に対する阻害を防ぎ、社会的な緊張を緩和する機能を有していると主張しているのである。

<sup>19</sup> 陳(2001)および陳(2002)を参照。

における金融を重要視するようになり、既存のフォーマルな金融機関を中心に改革を行っている。政府は、国有銀行などに対して私营・個人企業にもサービスを提供するように求める一方、実質的に国有銀行の末端組織となっていた「農村信用合作社」を合併させ、農村商業銀行を設立しようとしている。このように、政府は「上からの改革」しか考えず、既存のインフォーマルな金融組織などを活用する気配を見せる事がなかった。

また、政府および多くの庶民の間では、いわゆる健全な「合会」と「抬会」などをほとんど区別せず、すべてギャンブルのようなものと見る傾向があるため、それをフォーマル化させる動きはなかった。福建省福清市などでは、「合会」の「裁判上の不受理制」のもとに、市の下級組織である各郷(鎮)政府は「清理標会弁公室(標会整理室)」を設け、倒産した会の未給付者の掛け済み金と給付済み者の給付超過金を一定の比率で貸出債権と借入債務として処理し、債務者に借用書を発行させるようにした。この処理によって、倒会に伴う問題を裁判に持ち込むことができるようになった。その原因については、白井規矩稚氏が述べたように、無尽は「高利貸の侵蝕に対抗的な意味を有する協同組合的金融組織」として機能するなど、庶民の救済、社会安定に寄与した点にあると考えられる(白井 1972、278 頁)。

無尽業の健全な発展及び業法改正と「相互銀行法」の施行などの歴史的な出来事ごとに、無尽業の業界団体あるいは業界組織の隠れた推進力を見逃すことが出来ない。これは、日本における「無尽」の成功と中国における「合会」の役割縮小のひとつの大きな原因だと考えられる。

しかし、大正期の日本経済情勢<sup>20</sup>との違いもあって、中国においては政府機関だけではなく、実際に「合会」に参加した庶民の間にも、ほとんど「合会」をフォーマル化させることを考えるものはなかったのである。筆者が「合会」の参加者に「フォーマル化させる方がいいのではないか」と質問すると、「これは、政府に取り上げられるようなしっかりしたものではないと最初から分っていたし、フォーマル化など考えたこともなかった。しかし、われわれには他の貯蓄と資金調達手段がなかった。われわれには、大した財産もなかったし、政府、銀行にコネも持っていなかったため、小さな家内工場あるいは店を作る場合、銀行がお金を貸してくれるはずがない。したがって、われわれは現在の「合会」を利用せざるを得ない」との答えを得るのが通常であった。

## (2) マイクロファイナンスへの取り組みとその示唆

---

<sup>20</sup> 改革開放以降の中国では、国有金融機関が大きな力を持つ一方、外資は中国経済にとってはすでになくてはならないくらい大きな存在となっている。これらは大正期の日本との大きな違いであり、政府および民間の無尽(「合会」)に対する態度の違いの原因にもなっている。これについては、別稿で検討したい。

以上に見てきたように、日本における無尽は、フォーマル化された上、「発展的解消」を遂げたのに対し、中国政府は、「合会」に対して「積極的不介入」政策と「消極的介入」対策を行うのにとどまり、フォーマル化させる動きを見せなかった。

また近年中国において貧困対策としてグラミンバンク<sup>21</sup>を典型的成功例とするマイクロファイナンスが貧困地域において導入されている。しかし、「グラミンバンク」を含むマイクロファイナンスの基本は、政治的介入を拒否し、庶民の自助努力を手伝うにあると考えられている。また一般的に、マイクロファイナンスには貧困緩和、貧困層への継続的な金融サービスの提供、企業家の育成、地域金融インフラの確立などの効果があるとされている。

しかし、一番貧困層にターゲットを絞っているとされるグラミンバンクでさえ、「最貧層のための銀行」というイメージを積極的に宣伝する一方、サービスを受ける必要条件である会員選抜から最貧層がもれたのが実情である（伊東 1999、125～134 頁）。また伊東（1999、133 頁）は、マイクロファイナンスは「ほとんど事業の立ち上がりに利用されない」と記し、藤田（1999、143～147 頁）は、貧困層がその資金をインフォーマルな市場を通じ比較的豊かな階層に転貸して飯米を確保する行動に出る場合が多いと調査に基づいて結論づけた。また「様々な NGO が融資機関化し、貸し手の競争が見られる」バングラデシュでさえ、「インフォーマル金融は健在である。これは借り手自身にとって合理的な取引の場合もある」。マイクロファイナンスは「ターゲット型であることや、用途が限定されているため、現実の需要に答えきれていない（中略）地域レベルでの金融インフラの確立という点では限界があるということになる」（岡本ほか 1999、85 頁）と指摘されている。

これに対して、村落型「合会」は最初から相互救助を目的とするものであり、現在主流ではなくなったが、そのノウハウが主流として活動を続けている都市型「合会」に引き受けられている。都市型「合会」は、給付金用途を制限せず、企業資金として利用されることもしばしばみられ、またその親などが貸し金業を兼営することにより会員を中心に地域住民および零細企業の需要に応じている。このため、中国の庶民および中小企業金融を確立するに際して、マイクロファイナンスを導入するよりも既存のインフォーマルな金融システムを利用するほうが近道になる可能性が高いと考えられる。

また、マイクロファイナンスには多くの問題が内在しているが、貧困層の金融意識を高め、金融アクセスを改善し、貧困緩和などの効果を持っている場合が多い。マイ

---

<sup>21</sup> 「グラミンバンク」（村落銀行、GB、Grameen Bank）とは、バングラデシュにおいてチッタゴン大学教授ユヌスが創立した貧困層をターゲットにしたマイクロファイナンスを提供する金融機関（MFI、Micro Finance Institutions）である。のちに制度金融機関の一つと位置付けられ、取扱い貸付額、メンバー数が急成長を遂げた。その特徴は、5人1組による相互担保、巡廻貸付およびさまざまな形での強制貯蓄にある（中村 2001、159～160 頁および艾 2000、30-38 頁）。

クロファイナンスは、中国などの発展途上国の貧困地域における貧困対策、庶民および零細企業の金融機関として大いに利用しうるものである。しかしマイクロファイナンスの利用に際しては、中国のように組織や資金の両面において政府や政府系金融機関に依存するのではなく、組織面ではインフォーマル組織を含む民間組織が主導し、資金面において継続的なサービスを提供するため民間の出資金や預金を中心とする必要がある。政府の役割はインフォーマルな金融組織の合理性を認めそのフォーマル化を果たすこと、民間資本が銀行業に参入できるように規制緩和や監督強化をすることにあると考えられる。岡本ほか(1999、100～108頁)は、マイクロファイナンスを制度として確立させるに際して、成功した方法として以下の3通りを紹介している。

- (1) 貧困層志向の高い機関を新たに設立する。
- (2) 既存機関(フォーマルな金融機関)を活用し、連携を強化する。
- (3) インフォーマルな金融を強化する。

この中で、(1)は政府やNGOの役割、(2)の内容はフォーマルな金融機関と貧困層との仲介や新規参入の促進にあるとされている。最も重要なのは、(3)インフォーマルな金融を強化することである。この内容は、貯蓄グループなどのインフォーマル組織に融資し、「回転講」(無尽あるいは「合会」、Rotating Savings and Credit Association: ROSCA)などのインフォーマル組織と銀行を連携させる、インフォーマル組織をフォーマル化するなどであるとされている。また近年インフォーマルな金融機関のフォーマル化の成功例が、ガーナにおけるマイクロファイナンスの導入に際して観察された(Aryeety & Steel 1995、191～208頁)。この点は、中国にとっては大いに参考になると考えられる。政府は、まず今までのインフォーマルな金融組織に対する取締や表面化させない対応をやめ、その実態を明らかにするためそれについての研究を奨励し、フォーマル化させた上で監督を強化する必要がある。次に規制を緩和し、フォーマルな金融機関がマイクロファイナンスに参入し、あるいはインフォーマルな金融組織と連携するインセンティブを与える。

## おわりに

「改革開放」後の中国政府は、より実務的になり、経済面を中心に民間の自由な活動——「下からの変革」を漸次的に容認できるようになった。禁止されていた農業の家族経営制度は、農民たちの手で復活し、「家庭承包責任制(家庭請負制)」の名でフォーマル化された<sup>22</sup>。また、東南沿海各省においては、「地下工場」をはじめ「地下経済」が地上に現われ、家内工業などの零細企業が数え切れないほど作られ、「私営・個人企業」の名で「社会主義経済の

<sup>22</sup> 「家庭承包責任制」の成立過程について、陳(2001)を参照。

補足」または「社会主義市場経済の重要な構成部分」と「格上げ」されてきた。この中で当然資金需要は膨大であった。しかし、整備途中のフォーマルな金融機関は、これらの零細企業に融資するどころか、私有企業そのものが政府によって認められなかった。

このため、「合会」を含むインフォーマルな金融の仕組みが、商品経済と私营・個人企業の発展に伴って復活してきた。最初に復活したのは、農村部に互助性が強い村落型のものだが、これらの地域における商工業の発展および都市化の進展にともない、経済合理的傾向の強い都市型のものが主流となり、「合会」を専業とする営業「合会」が出現した。さらに、商工資金の即時性に対応するため、営業「合会」が地域において、預金業務と貸付業務をも行うようになった。「合会」の活動範囲が広がると、投機性の強いものも現れるようになった。その例として、浙江省温州市の「抬会」、福建省平潭県の「標会」などがあった。これらのものが、地域金融と経済に大きな衝撃を与え、健全な「合会」にも悪影響を与えた。

1990年代に入り、「合会」は、政府の取締と「合会」自身の欠陥によって激変する経済情勢に対応できないこととあいまって、次第に役割縮小に追い込まれた。特に、1993年からの中国経済は新たな局面に入り、「合会」の重要な顧客であった零細企業が急成長と倒産に両極化し、また1997年からアジア金融危機をきっかけに政府は「合会」を含む「民間金融」に対する取締を強化したなどの要因が重なって、「合会」の役割縮小の傾向がはっきりとなってきた。

また近年において中国政府は、貧困対策としてマイクロファイナンスに注目するようになった。しかし、マイクロファイナンスの根本は庶民の自助努力を手伝う点にあると考えられる。政府は、庶民の自助努力を手伝う仕組みであるマイクロファイナンスを導入しようとしながら、庶民の自助努力の仕組みそのものである「合会」などのインフォーマルな金融に対して、「積極的不介入」政策あるいは「消極的介入」対策をとってきた。言い換えれば、中央政府は無視と禁止の態度をとってきたし、地方政府は黙認と取締を行ってきた。このような政府行動は論理的な矛盾を内包している。このため政府に対して、「農村改革」などに際してとってきた「下からの改革」に対する柔軟性を「金融改革」にも発揮することを提議したい。これに際して、同じく無尽に対して「積極的不介入」政策や「消極的介入」対策をとってきた日本政府の無尽業のフォーマル化と銀行業への転換における対応が大いに参考になると考えられる。

## 資料

### ××街道<sup>23</sup>標会会規(××町無尽規則)

#### 会の理念——

互助備荒、貯蓄興業(助け合い、災害に備え、貯蓄し、産業を興す)

この会は社会主義的な互助精神に基づいて、一人が難に会うと千人が力を出し合って協力する。他人を助けることで、結局自分をも助けることになる。一分一厘の金を節約し、一滴一滴の水が川になる。会に入って、入札して、雪が降っても炭を手に入れられるように、給付金を受け取る。また資金を集め、事業を起こす。社会主義経済建設のためにもなる。会の円満な完成が個人の信用だけではなく、地方経済、社会の安定に資することになるため、以下の規則を慎重に定め、参加者の厳守を願うものである。

- 1 この規則の末尾に会の参加者名簿および記録欄がある。1人1冊、大切に保管して、万が一無くした場合には、直ちに親に報告する。有効期限は旧暦丙子年正月(西暦1996年3月)の「初会」(1回目の講)から、戊寅年正月(1998年2月)の「満会」(最終回の講)までである。各回の落札者、標金<sup>24</sup>などについて、給付者の記録欄に全会員の前で親が記入し、親の記録欄に各回給付者が記入し、また左人差し指を捺印し、他の人は自分で記入する。本規則の修正は、親の提案に対して会員全員の同意を必要とする。
- 2 この会の親は×××で、会員定員24名、参加者合計25名。参加者の身分を問わず、年齢20歳以上、一定の収入があるものであれば、親の信用認定によって、定員未満の場合には誰でも参加できる。死亡者が出たら、その会権(権利と義務)はその法定継承人が受け継ぐ。親は参加者全員の推挙により合会を続け、会の円満な完成を期する。
- 3 親の権利及び責任:親は入札なしに、初会の全額12,000元を得る。各回の会をお茶で招待し、会を主催して、参加者間の協調を保ち、先頭に立ち、掛金を支払い、各会員が約束の時間、金額の通りに掛金を支払うことを監督し、標会を満会まで維持し、日常的な会務を処理する。
- 4 会員の権利及び責任:会員は入札を以って1人1回給付を受ける権利がある。積極的に各回の会に参加し、参加者間の親善を図り、約束の時間、金額の通りに会金を支払い、参加できない場合は親戚に代理出席してもらおう。入札しないものは、親にまず掛金500元を支払い、後で「標金」(入札掛金割引額)を返してもらおう。掛金は金銀珠寶、小切手ある

<sup>23</sup> 「街道」は、おおむね、日本の町に相当する。福建省の無尽(「標会」)には、ほとんど無尽(「標会」)の参加者が住んでいる町、勤務している会社あるいは親(「会頭」)の名前が使われている。

<sup>24</sup> 給付を受ける者が支払う利息に相当する。入札掛金割引額である。すなわち、落札者が落札し、給付を受ける場合、この落札者がその他の参加者に支払う利息に相当するもの。本文を参照。

いは他の票で支払いあるいは抵当とすることはできない。特に給付済み者は、自分の百年の信用をもって掛金を支払い、家、財産を売っても約束を守らなければならない。そうしないと、将来社会、人の中に立つことができない。

- 5 旧暦丙子年(西暦 1996 年)正月(閏月も 1 カ月に計算)15 日から、会員は毎月の 15 日に、掛金 500 元とこの会規とを持参して、親の家に来て標会に参加する。落札者以外の参加者は皆の前で掛金を支払い、同時に、この場で標金(入札掛金割引額)を返してもらう。第 25 回満会(戊寅年正月)まで、風、雨でも変らない。
- 6 第 2 回の会から、親は同じ質の紙 24 枚を用意し、上に第何回の会と明記し、会員に 1 枚ずつ配る。会員は紙に自分の名前と標金を書いて、事前に用意した小さな穴の空いてある小箱に投入し、会証(会員が推挙した証人)あるいは希望する会員がよく混ぜてから、親が奥まで手を伸ばして、1 枚ずつを取り出し、最高の標金を書いたものが得会する(給付を受ける)、同じ標金が出た場合、先に取り出したものが得会する(給付を受ける)、給付金は  $(500 - \text{標金}) \times 24$  で、得会者はその回には掛金を支払う必要はない。
- 7 この会は、「互助備荒、貯蓄興業」を会の理念として、参加者たちは事前に情報を知らせ、申出以上の高い標金を取ることは、参加者の感情を傷つけるためしてはいけない。給付金は冠婚葬祭、建築、教育、会社設立などの目的に自由に使うことができる。ただし、買春、賭博、麻薬の購入およびその他社会主義の法律、規則に違反するようなことに使用することはできない。
- 8 未給付者が、引越しあるいは掛金を支払い続けることができなくなった場合、親は責任をもってこれを確認した上で、未給付者は希望する会員に対してその権利と義務を委譲、売却することができる。ただし親は参加者名簿に記録し、次回の会で配布しなければならない。売買の金額は親が立会人として、売買双方の話し合いで決める。この場合、他の会員は関係しない。

以上

親: × × × 印

証人: × × ×

印

× × × 印

丙子年正月初十(1996 年 2 月 28 日)

## 参考文献

### 日本語文献

- 青木昌彦、奥野正寛(1996)、『経済システムの比較制度分析』、東京大学出版会
- 朝倉孝吉(1961)、『明治前期日本金融構造史』、岩波書店
- 池田竜蔵(1930)、『稿本 無尽の実際と学説』、全国無尽集会所
- 泉田洋一(1992)、「農村金融の発展と回転型貯蓄信用講—日本における講の役割—」、宇都宮大学農学部編、『学術報告』、Vol.15 No.1
- 泉田洋一、万木孝雄(1990)、「アジアの農村金融と農村金融市場の検討」、アジア経済研究所『アジア経済』、Vol.31 No.6-7、6~21頁。
- 井関孝雄(1935)、『中小商工業・庶民金融論』、改造社
- 伊東早苗(1999)、「グラミン銀行と貧困緩和」、岡本真理子、栗野晴子、吉田秀美編著、『マイクロファイナンス読本—途上国の貧困緩和と小規模金融—』、明石書店
- 井上隆一郎(1996)、『中国の企業と産業:21世紀の展望と戦略』、日本経済新聞社
- 上野和彦(1993)編著、『現代中国の郷鎮企業』、大明堂
- 閻 和平(2001)、『香港経済研究序説—植民地制度下の自由放任主義政策』、御茶の水書房
- 王 宗培(1935)、『中国之合会』中国合作学社、初版は1931年10月。日本語版:池田竜蔵(1930)訳、『支那の無尽に関する研究』、無尽の研究社
- 岡本真理子、栗野晴子、吉田秀美(1999)、「マイクロファイナンス実施のための制度作り」、岡本真理子、栗野晴子、吉田秀美編著、『マイクロファイナンス読本—途上国の貧困緩和と小規模金融—』、明石書店
- 海保青陵(1813)、「稽古談」、滝本誠一(1915)編、『日本経済叢書』第18巻所収、日本経済叢書刊行会
- 加藤俊彦(1983)、『日本金融論の史的研究』、東京大学出版会
- 金田平一郎(1931)、「我古法に於ける『無尽金』の不受理制」、『法律時報』第3巻8号、21~23頁
- 小島麗逸(1991)、「中国金融市場の多重制」、石原享一編『中国経済の多重構造』、アジア経済研究所
- 佐藤 宏(1996)、「中国における経済改革と農村組織」、『一橋論叢』第115巻 第6号、一橋大学一橋学会
- 杉田揚太郎(1952)、「日本金融立法史(一)」、『法律学体系:法学理論篇 97』、日本評論新社



- 渋谷隆一(1965)、「高利貸対策立法の展開——利息制限法を中心に——(上)」、『農業総合研究』、Vol.19 No.3
- (1974)、「日本金融立法史研究の方法——明治期を中心として——」、駒澤大学経済学会『駒澤大学経済論集』第6巻第3号(12月)。
- (1976)、「無尽の形態変化と取締法令——明治期を中心に——」、『地方金融史研究』第7号、地方金融史研究会
- (1977)編著、『明時期日本特殊金融立法史』、早稲田大学出版部
- (1987)編著、『大正期 日本金融制度政策史』、早稲田大学出版部
- (2001)、『庶民金融の展開と政策対応』、日本と書センター
- 清水盛光(1951)、『中国郷村社会論』、岩波書店
- 白井規矩稚(1972)、『日本の金融機関:其の生成と発展』、柏書房
- 全国相互銀行協会(1971)編、『相互銀行史』、全国相互銀行協会
- 陳玉雄(2001)、「中国の経済変革におけるインフォーマル・システム—計画経済から市場経済への移行に果たす役割—」、麗澤大学経済学会『麗澤経済研究』2001年9月
- (2002)、「中国の金融システムの形成過程における『下からの変革』」、世界経済研究協会、『世界経済評論』11月号(通巻567号)
- (2003)、「中国の民間金融——温州を中心とする東南沿海部における民間金融の実態と地域経済——」、慶應義塾大学経済学会、『三田学会雑誌』96巻4号
- (2004)、「中国東南沿海部における『合会』の実態とその金融機能——浙江省温州市と福建省福清市における『標会』の事例比較を中心に——」、中国経営管理学会、『中国経営管理研究』、近刊予定
- 辻 康吾(1989)、「温州「台会」事件顛末——混迷の中の変動」、宇野重昭編『静かな社会変動』、岩波書店
- 寺西重郎(1982)、『日本の経済発展と金融』、岩波書店
- 中生勝美(1992)、「浙江省温州市の民間金融と農村社会」、アジア経済研究所『アジア経済』、N0.9
- 中村まり(2001)、「バングラデシュにみる小口金融機関と新しい産業発展の方向性」、関満博編『アジアの産業集積——その発展過程と構造——』、アジア経済研究所
- 日本銀行調査局(1961)編集 土屋喬雄監修、『日本金融史資料』(明治大正編 第25巻 銀行以外の金融機関に関する調査)、大蔵省印刷局
- 農林省経済更生部(1936)、『道府県頼母子講取締規則集』、農林金融資料第3号
- 浜下武志(1989)、「中国の経済と歴史——地域研究と中国経済史——」、慶應義塾大学地域研究センター編『地域研究と第三世界』、慶応通信
- 藤田幸一(1999)、「グラミン銀行をめぐる一考察——農村インフォーマル金融との関連を中心に——」、岡本真理子、栗野晴子、吉田秀美編著、『マイクロファイナンス読本——途上

国の貧困緩和と小規模金融——』、明石書店

藤原末作(1928)、「頼母子講(無尽講)及びこれに関する犯罪の研究」、『司法研究』第8輯

星野武雄(1934)、『不正金融と之に關聯する犯罪の研究』、司法省調査課

堀越芳昭(1974)、「初期信用組合の設立と報徳社」、土地制度史学会、『土地制度史学』、

65号

万木孝雄(1996)、「日本における農村信用組合の形成過程——インフォーマル組織か

ら組合金融機関への転化——」、『アジア経済』37巻3号

萬成 博、丘 海雄(1997)、『現代中国国有企業』、白桃書房

森 静朗(1972)、『日本の中小企業金融:その展望と経営問題解明のために』、東栄堂

森 嘉兵衛(1982)、『無尽金融史論』(『森嘉兵衛著作集』第2巻)、法政大学出版局

山本裕美(1999)、『改革開放期中国の農業政策——制度と組織の経済分析』、京都大学学

術出版会

## 中国語文献

艾 路明(2000)、『小額貸款与緩解貧困』、經濟科学出版社

幹 昌業(2000)、「金錢的漩渦——記樂清取締“抬會”始末」、『温州人』

費 孝通(1986)、『江村經濟』、江蘇人民出版社(日本語訳:小島晋治ほか訳、1985、『中国  
農村の細密画——ある村の記録 1936、82——』、研文出版)

馮 精志(1994)、『中国地下經濟透視』、中国檢察出版社

姜 旭朝(1996)、『中国民間金融研究』、山東人民出版社

梁 治平(2002)、「伝統及其変遷:多元景觀下的法律与秩序」、西湖法律書友会ホームペ  
ージ、『法律論文資料庫』、論文番号 851号

劉 乾坤(2002)、「白象城信社:民間金融的新『公私合營』?」、『經濟觀察報』2002  
年7月8日、第64期

林 毅夫・李 永軍(2000)、「按照比較優勢調整產業結構、減少金融風險」、北京  
大学中国經濟研究中心 討論稿系列No. C2000017

孫 越生(1989)、『東方現代化啓動点——温州模式』、社会科学文献出版社

徐 笑波、鄧 英洵、薛 玉イ、劉 建進、胡 斌(1994)、『中国農村金融的變革与發展  
1978-1990』、当代中国出版社

徐 曉望(2000)、「商品經濟与明清以来福建自然環境的變更」、陝西師範大学中国歴史地  
理研究所『中国歴史地理論叢』、2000年第3期(総第56期)

楊 西孟(1935)、『中国合会之研究』、商務印書館

袁 恩楨(1987)編、『温州模式與富裕之路』、上海社会科学出版社

張 軍(1999)、「改革後中国農村の非正規金融部門:温州案例」、張曙光主編『中国制度變

遷的案例研究 第2集』、中国財政經濟出版社

趙秉志(2000)主編、『金融犯罪界限認定司法对策』、吉林人民出版社

朱德林、胡海鷗(1997)編、『中国的灰黑色金融——市場風雲与理性思考』、立信會計出版社

英語文獻

Aryeetey,E.,and W.F.Steel(1995), Saving Collectors and Financial Intermediation in Ghana, *Savings and Development*, No. 2—1995—XIX.

Asian Development Bank(1992), *Informal Finance : Some Findings form Asia*, Hong Kong:Oxford University Press.

Bernard Wong(1982), *Chinatown, Economic Adaptation and Ethnic Identity of the Chinese*, New York:Holt, Rinehart and Winston.

Besley,Timothy.,Coate,Stephen.,and Loury,Glenn. ( 1993 ) , “The Economics of Rotating Saving and Credit Associations”*American Economic Review* , Vol.83,No.4 (Sept).

Daniel Kulp(1952), *Country Life in South China*, NewYork:Columbia University Press.

Geertz,Clifford. ( 1962 ) , “The Rotating Credit Association : A‘Middle Rung’in Development,” *Economic Development and Cultural Change*,Vol.10No.3.

表1 「聚会」(1万元会)計算表

(単位:元、%)

給付順番A	給付者B	掛金E	給付日付	掛金総額G	月単利
1	親	逡減	81.2.1	10,500	0
2	会員a	1500	81.7.1	15,000	-2.94
3	会員b	1400	82.2.1	14,000	-3.21
4	会員c	1300	82.7.1	13,000	-3.75
5	会員d	1200	83.2.1	12,000	-5.95
6	会員e	1100	83.7.1	11,000	-3.33
7	会員f	1000	84.2.1	10,000	0.93
8	会員g	900	84.7.1	9,000	1.63
9	会員h	800	85.2.1	8,000	1.95
10	会員i	700	85.7.1	7,000	2.14
11	会員j	600	86.2.1	6,000	2.27

出所:徐笑波ほか[1994]101頁および山本[1999]253頁。掛金総額Gおよび金利は、筆者の計算によるものである。

注:給付金はすべて10,500元である。親の掛け金は、1,500元から600元まで逡減。開会地域:温州市。給付順番Aは、会員の要望に基づき、親が決める。掛金は給付日から5日の間に支払い、1日遅れると、5~10元の罰金を支払わせる。なお、その期間(半年)単利rの計算式は以下となる(詳しいことは本文を参照)。

$$\sum_{i=1}^{11} E_A [1 + (i-1)r] - E_A [1 + (11-A)r] = 10,500 [1 + (11-A)r]$$

表2 温州市における「標会」(1000元会)計算表 (単位:元、%)

順番A	受給者	給付日付C	標息 $D_A$	給付金 $F_A$	総掛金 $G_A$	月単利
1	親	82.08.10	0	960	960	0
2	会員1	82.09.10	12.5	960	1,347.50	-4.29
3	会員2	82.10.10	5.8	972.5	1,134.00	-1.38
4	会員3	82.11.10	7.26	978.3	1,170.54	-1.46
5	会員4	82.12.10	8.1	985.56	1,186.80	-2.11
6	会員5	83.01.10	12.5	993.66	1,297.50	-4.10
7	会員6	83.02.10	7.19	1,006.16	1,146.94	-1.61
8	会員7	83.03.10	12.3	1,013.35	1,267.50	-3.95
9	会員8	83.04.10	7.8	1,025.65	1,147.20	-1.66
10	会員9	83.05.10	12.8	1,033.45	1,254.40	-4.11
11	会員10	83.06.10	15.61	1,046.25	1,303.42	-6.08
12	会員11	83.07.10	13.1	1,061.86	1,235.10	-3.99
13	会員12	83.08.10	7.1	1,074.96	1,102.00	-0.55
14	会員13	83.09.10	7.7	1,082.06	1,106.30	-0.61
15	会員14	83.10.10	14.81	1,089.76	1,226.58	-6.68
16	会員15	83.11.10	12.05	1,104.57	1,164.85	-3.45
17	会員16	83.12.10	12.2	1,116.62	1,155.20	-3.70
18	会員17	84.01.10	5.13	1,128.82	1,036.95	9.15
19	会員18	84.02.10	9.15	1,133.95	1,088.10	12.15
20	会員19	84.03.10	17.3	1,143.10	1,184.90	-2.16
21	会員20	84.04.10	7.78	1,160.40	1,053.36	5.17
22	会員21	84.05.10	16.1	1,168.18	1,137.10	0.88
23	会員22	84.06.10	7.82	1,184.28	1,038.20	3.61
24	会員23	84.07.10	9	1,192.10	1,041.00	2.93
25	会員24	84.08.10	11.5	1,201.10	1,052.00	2.36
26	会員25	84.09.10	9.1	1,212.60	1,023.70	2.58
27	会員26	84.10.10	6.51	1,221.70	999.06	2.64
28	会員27	84.11.10	7.5	1,228.21	997.5	2.4
29	会員28	84.12.10	8.3	1,235.71	993.2	2.24
30	会員29	85.01.10	8.3	1,244.01	984.9	2.15
31	会員30	85.02.10	7.2	1,252.31	974.4	2.09
32	会員31	85.03.10	17	1,259.51	977	1.94
33	会員32	85.04.10	0	1,276.51	960	2
合計	33名	33ヵ月	316.51	36,747.20	36,747.20	

出所:徐笑波ほか[1994]101頁および山本[1999]253頁、総掛金、月単利は筆者の計算による。

注:「標息」とは、入札利息のことである。掛戻金Eは、給付済みのものの掛金を指す。未給付者の掛金は、掛金の定額部分30元のみである。その計算式は、本文を参照。差額Hは、F-Gに等しい。なお、期間(月)単利の計算式は以下になる(詳しいことは本文を参照)。

$$\sum_{i=1}^{A-1} 30[1 + (33 - i)r] + \sum_{i=A+1}^{33} E_A [1 + (33 - i)r] = F_A [1 + (33 - A)r]$$